

また、所得税等の確定申告が必要ない場合であつても、住民税（個人の町・道民税）の計算において、医療費控除、社会保険料控除、寄附金控除、ひとり親控除、寡婦控除、障害者控除、扶養控除等の各種控除などを受けようとする人は、住民税の申告が必要です。申告がない場合、控除の適用を正しく受けることができませんので、必ず忘れずに申告ください。

【令和3年度分住民税の申告について】

確定申告の受け付けと併せて同会場にて、住民税の申告の受け付けを実施します。

1月1日現在、下川町に住所のある人は、確定申告受付期間内に令和2年中の所得や各種控除などの住民税の申告をしてください。ただし、確定申告をされた人などは、住民税の申告は不要で

す。

なお、住民税の申告書は、住民税の課税資料となるほか、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料（第1号被保険者）の申告資料にもなることから、各制度において申告の対象となる人は、必ず申告をしてください。そのほか、保育料、高額療養費の自己負担限度額、各種医療費助成制度の区分判定などに所得額などの提示が必要な人や、所得の証明が必要な人なども申告が必要です。

また、提出される申告書にはマイナンバーの記載が必要です。※期間内に来場できない人や、納税者ご自身で住民税の申告書を作成し郵送による提出を希望する人は、税務住民課税務・収納グループへお電話いただくだけですと、事前に申告用紙等の送付が受けられます。

【法人番号の利活用について】活用方法のご紹介

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号（マイナンバー）制度が導入されました。個人番号（マイナンバー）や法人番号は、平成28年1月から順次利用が開始されています。

法人番号は、マイナンバーとは異なり、利用範囲の制約がなく、「国税庁法人番号公表サイト」(<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp>)において公表するものであり、どなたでも自由にご利用いただくことができます。国税庁法人番号公表サイトでは、「法人番号」「商号又は名称」「所在地」などから、法人等の基本3情報（商号又は名称・所在地・法人番号）

を調べることができず。

法人番号の最新情報など、詳しくは、国税庁ホームページの特設サイトをご確認ください。

■お問い合わせ

税務住民課

税務・収納グループ

☎ 4-2511

内線 114

☆ 4-251103

名寄税務署

☎ 01654-2-2157



お知らせ

生活・仕事相談をお受けします

生活や仕事などに関する悩みごと、困りごと（生命に関わることや緊急を要すること）などについてご相談ください。

左記実施主体あてに直接ご本人から電話またはメールで相談してください。電話での相談時間は、午前9時から午後6時までです。

■相談料 無料

■相談先・実施主体

自立相談支援事業所「かみかわ生活あんしんセンター」
〒078-8231
旭川市豊岡1条2丁目1-16

☎ 0166-38-8800
FAX 0166-33-0021

メール
anshin@kamikawa19.hokkaido.jp

■その他

いただいた相談内容に関して、後日センターから電話連絡することがあります。